

国土建第204号
平成28年8月1日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」の一部改正について

今般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）の施行により、解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録解体工事試験」という。）に合格した者について、解体工事業に係る一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）の要件の一つに位置づけられた。また、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第47号）の施行により、基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基礎ぐい工事試験」という。）に合格した者について、とび・土工工事業に係る一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）の要件の一つに位置づけられた。

これに伴い、登録解体工事試験及び登録基礎ぐい工事試験に合格した者に係る経営事項審査での技術職員数の項目における取扱いについて定める必要があることから、経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）を改正し、これらの合格者について、経営事項審査の技術力評価（Z点）のうち、技術職員の項目において2点と評価することとした。

これを踏まえ、経営事項審査の事務取扱いを下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

経営事項審査の事務取扱いについて（平成20年1月31日付け国総建第269号）の一部を別添のとおり改正する。

附 則

この通知は、発出日から適用する。